

事前登録手続について

宮崎地方検察庁

1 事前登録対象者等

当庁の定例記者会見等に参加するためには事前登録を必要とします。

この登録は、次の①ないし⑥の会員社（以下「各会員社」という。）に所属する記者又は⑦、⑧に該当する記者において行うことができます。

- ① 日本新聞協会会員社
- ② 日本専門新聞協会会員社
- ③ 日本地方新聞協会会員社
- ④ 日本民間放送連盟会員社
- ⑤ 日本雑誌協会会員社
- ⑥ 日本インターネット報道協会会員社
- ⑦ 外務省が発行する外国記者登録証の保持者で、十分な活動実績・実態を有すると認められる者
- ⑧ 以上のほか、①ないし⑦に該当しない記者で、上記の各会員社が発行する媒体に署名記事等を提供するなど、十分な活動実績・実態を有すると認められる者

なお、各会員社に所属する記者の登録は、1社につき3名までとさせていただきます。

また、記者会見場の収容可能人員に限りがあることから、記者会見への参加希望者が多数の場合には、登録した記者であっても、抽選又は受付順等の適宜の方法で参加人員を限らせていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。

2 登録申請方法

- (1) どの検察庁にも登録されておらず、初めて宮崎地方検察庁に登録申請される記者の方

以下の書類の全てを郵送にて、宮崎地方検察庁第1捜査官室宛てに提出してください。

ア 登録申請書

[\[登録申請書\(PDF\)\]](#) [\[\(Excel文書\)\]](#)

イ 各会員社に所属する記者については、顔写真が添付された記者証又は社員証等の写し、上記1⑦に該当する記者については、外国記者登録証の写し、また、同⑧に該当する記者については、身分（氏名及び生年月日）を証明できるものの写し（いずれもカラーコピーをお願いします。）。なお、上記各証明書に顔写真が添付されていない場合又はその写しの顔写真が鮮

- 明でない場合には、各証明書に加えて顔写真（4.5cm×3cm）1枚を添付。
- ウ 同⑦に該当するとして申請する記者は、次の(ア)に掲げるもの、同⑧に該当するとして申請する記者は、次の(ア)及び(イ)に掲げるもの
- (ア) 直近3か月において執筆・掲載した刑事事件に関する署名記事等（少なくとも毎月当たり1記事、計3記事以上）の写し。
- (イ) 記者としての十分な活動実績・実態を有していることについて、当該記者が署名記事等を提供している各会員社において発行した証明書。

【証明書ひな形(PDF)】 【(Word文書)】

- (2) 本年度、既に他の検察庁に登録されている記者の方
- 以下のア、イの書類を郵送にて、宮崎地方検察庁第1捜査官室宛てに提出してください。
- ア 登録申請書
- イ 各会員社に所属する記者については、顔写真が添付された記者証又は社員証等の写し、上記1⑦に該当する記者については、外国記者登録証の写し、また、同⑧に該当する記者については、身分（氏名及び生年月日）を証明できるものの写し（いずれもカラーコピーをお願いします。）。
- なお、上記各証明書に顔写真が添付されてない場合又はその写しの顔写真が鮮明でない場合には、各証明書に加えて顔写真（4.5cm×3cm）1枚を添付。
- ウ 必要に応じて、別途必要書類の提出を求める場合がありますので、御承知おき願います。
- エ なお、検察庁へ申請書を提出せず、記者クラブへ申請（又は申込み）をした記者は、上記(1)のとおり申請してください。

3 登録申請期限

登録申請は、随時受け付けています。

なお、上記登録申請を行ったものの、登録対象者として認められなかった方又は申請書類の補充を要する方には、登録申請書受領後、速やかにその旨お知らせします（登録者にはお知らせしません。）。

4 連絡用メールアドレスの登録

臨時記者会見については、通常、開催30分前から1時間前までの間にその旨を通知することとしますが、各会員社に所属する記者については、当該会員社宛てに、上記1⑦及び⑧に該当する記者については、当該各記者宛てに、原則としてメールでお知らせする予定です。

については、各会員社は、各社使用の特定のメールアドレスを、同⑦及び⑧に該当する記者は、自己使用の特定のメールアドレスを登録していただく必要があります。

その手続については、登録が認められた方に後日お知らせします。

5 登録の有効期限

今回の事前登録の有効期限は、令和8年6月末です。

当庁において登録となった方への更新手続の詳細については、おって、御連絡します。

6 記者会見等への参加手続

記者会見への具体的な参加手続等については、おって、適宜の方法でお知らせします。

7 登録申請書郵送及び問合せ先

〒880-8566 宮崎市別府町1番1号

宮崎地方検察庁第1捜査官室宛て

電話 0985-29-2138（直通）

（メール・FAXでの問合せには応じておりません。）